

## 大槌町復興推進計画

平成25年2月6日  
岩手県大槌町

### 1. 計画の区域

大槌町全域

### 2. 計画の目標

平成23年3月11日、東日本沿岸地域を襲ったマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震は、想定外の津波の襲来により、我が国の沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらし、当町においても、死者・行方不明者合わせた人的被害は1,254人、産業・公共施設被害額が約767億円に上り、町民生活と地域経済の停滞を招いている。

こうした中で、本町経済の活力再生のため、本計画の着実な推進により被災者の雇用継続及び新規雇用並びに企業の新規立地・投資を促進するとともに、産業の集積及び活性化を推進し、本町の中核的産業を担う立地企業の体力強化に向けた支援を進める。

### 3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本町経済の活力再生のために中核的な役割を果たす鉱業，採石業，砂利採取業について、立地企業の事業用の設備投資等を支援し、雇用機会の拡充を図るとともに、安定した雇用の確保を促進する。

### 4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

#### ①事業の内容

本町に立地する松村建設株式会社が、戸沢地区において、採石プラント増設に伴う設備機器を増強するために必要な資金を貸し付ける事業

#### ②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本町では、東日本大震災による津波被害を受け、高台移転や津波浸水範囲に盛土するなどにより宅地等を確保し、早期に住環境を整備する等生活再建に向けた取組を進めている。このような背景から、住環境の整備のために必要不可欠な生コンの生成に必要となる骨材を供給する鉱業，採石業，砂利採取業は、当町の復興に向けた取組のためには中核的なものである。その中でも、今回の採石プラント増設に伴う設備機器の増強の投

資等の効果は、鉱業、採石業、砂利採取業の従業者数の約 21%を占めるものであり、当町の鉱業、採石業、砂利採取業に果たす役割として中核的なものである。また、投資の規模としても、大槌町の鉱業、採石業、砂利採取業の設備投資平均額と同等以上である。したがって、地域の鉱業、採石業、砂利採取業の生産能力増強のための核となる採石プラント増設に伴う設備機器の増強を行うことは、目標に掲げた「本町経済の活力再生のため、本計画の着実な推進により被災者の雇用継続及び新規雇用並びに企業の新規立地・投資を促進するとともに、産業の集積及び活性化を推進し、本町の中核的産業を担う立地企業の体力強化に向けた支援」の中核となる事業である。

③施行規則第 2 条に規定する該当事業

施行規則第 2 条第 6 号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社 東北銀行

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3 億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第 4 4 条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画の実施により、同社が保有する生コン製造プラントや当町に新規立地を予定している(株)蘆寮等との取引が円滑かつ迅速に行われるため、その集積効果により同地域の生コン生産拠点としての重要性が増すことが期待され、事業用施設等の整備により雇用の創出が生まれる。

これらの効果は、大槌町における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第 4 条第 3 項に基づき、岩手県の意見を聴取した。

また、大槌町、大槌商工会、株式会社東北銀行、松村建設株式会社を構成員とする大槌町復興推進協議会（地域協議会）において、法第 4 条第 6 項の規定に基づく協議を行った。